

<別紙:調査票>

旧優生保護法に関する記録について(ご協力のお願い)

旧優生保護法に関する今後の検討に向けて、医療機関及び福祉施設を対象に、旧優生保護法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する記録の保有状況について、任意の回答により、当該保有状況の実態を把握するための調査です。下記回答期限の時点で把握している範囲内で、以下の項目につき、回答をお願いします。

回答期限:平成30年8月24日(金)

回答提出先:和歌山市保健所 総務企画課 医事薬事班

回答方法:郵便、FAXまたはメール

医療機関名称

担当者

電話番号

優生手術に関する
個人記録の有無

※下記①～③から選択

- (①「ある」
②「ある可能性がある」
③「ない又はない可能性が高いと思われる」)



①と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された(又は可能性がある)時期及び当該記録に記載のある手術を受けた(又は受けた可能性がある)個人の人数

記録の種別 ※下記A～Eから選択 ※複数回答可	手術実施時期	記録の種別欄でEを選択した場合の記録の内容	人数
			人

- (A 優生手術申請関係書類
B 優生手術決定関係書類
C その他優生保護審査会関係書類
D 診療記録(カルテ等)又はケース記録
E その他)

②と回答した場合は、「ある可能性がある」と判断した理由

<備考>

個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(参考)記録の有無に関する回答の基準について

ア)「ある」と回答する場合の例

・現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合(氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。)

イ)「ある可能性がある」と回答する場合の例

・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、過去に当該医療機関で実施した優生手術の件数等の記録が確認されている場合

・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合

・現時点で個人記録を把握していない医療機関又は福祉施設であって、優生手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合

・現時点で個人記録を把握していない福祉施設であって、施設入所者やその家族から当該施設入所者が過去に優生手術を受けた旨を聞いたことがある場合

ウ)「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例

・文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前(平成8年9月25日以前)の記録を一切保存していない場合

・法が母体保護法に改正された以降(平成8年9月26日以降)に設立された医療機関や福祉施設である場合

※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。